

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和3年7月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100003号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100001号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA教育委員会における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA教育委員会における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年4月8日から同年6月19日まで

② 昭和59年4月9日から同年7月5日まで

請求期間①については、A教育委員会に昭和56年4月8日付けでB校の助教諭を命じられ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年6月19日になっている。

請求期間②については、A教育委員会に昭和59年4月9日付けでC校の助教諭を命じられ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年7月5日になっている。

請求期間①及び②について、A教育委員会から交付された辞令書等を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が保管するA教育委員会の辞令書、同教育委員会の回答及び請求者の雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、昭和56年4月8日から同年5月21日までの期間及び同月22日から同年6月18日までの期間はB校に、昭和59年4月9日から同年5月16日までの期間及び同月17日から同年7月4日までの期間はC校に、それぞれ助教諭として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の辞令書によると、請求期間①及び②において、請求者は、いずれも2か月以内の期間を定めて任用された者であったことが確認できるところ、A教育委員会から提出された、昭和49年4月19日付け臨時の学校職員の社会保険の取り扱いについて(通知)及びA教育事務の手引き(令和2年版)の写しによると、そ

れぞれ、「任用期間が2か月を超え12か月未満の臨時職員について健康保険及び厚生年金保険の二種類に加入させることとすること。」「被保険者は、任用期間が2か月と1日以上の子。」旨定められていることが確認できる上、同教育委員会給与担当者は、「請求者は、任用期間が2か月以内であったため、厚生年金保険には加入させていなかった。請求者の給与から請求期間①及び②に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

また、請求者が同僚として名前を挙げた者のうち、陳述を得ることができた者は、「臨時職員の厚生年金保険の取扱いは分からない。請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」旨陳述しており、同僚からは、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述を得ることができない。

さらに、請求者は、「昭和56年4月と同年6月頃に交付された年金手帳を2冊持っていた。平成19年から平成21年頃、社会保険事務所（当時）に昭和56年4月に交付された年金手帳を返却した。」旨主張しているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、請求者の基礎年金番号に統合済みの厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和56年6月に払い出されていることは確認できるが、同年4月及び同年5月に請求者に別の同記号番号が払い出された形跡はない。

加えて、A教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和56年4月、同年5月及び昭和59年4月から同年6月までに請求者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。